

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日が當日とときは、翌日)

(許可の基準)

第四条 条例第三条の規定による許可の基準は、別表第二のとおりとする。

(標識のはり付け)

第五条 知事は、魚介類行商の許可をしたときは、当該許可に係る営業用の容器の見やすい箇所に様式第二号による標識をはり付けるものとする。

(行商鑑札の様式)

第六条 条例第四条の規定による行商鑑札は、様式第三号による。

(行商鑑札の再交付の申請)

第七条 条例第七条の規定により行商鑑札の再交付を受けようとする者は、様式第四号による再交付申請書を知事に提出しなければならない。

(魚介類等の取扱いの基準)

第八条 条例第九条の規定による魚介類等の取扱いの基準は、別表第三のとおりとする。

(許可申請書の記載事項の変更の届出)

第九条 魚介類行商者は、第一条の規定による許可申請書の記載事項に変更を生じたときは、様式第五号による変更届を知事に提出しなければならない。

(廃業の届出)

第十条 魚介類行商者は、魚介類行商を廃業したときは、十日以内に様式

第六号による廃業届を知事に提出しなければならない。

(証票の様式)

第十一條 条例第十条第二項の規定による証票は、様式第七号による。

(書類の経由)

(許可の申請)

第二条 条例第二条第一項の規定による魚介類行商の許可を受けようとする者は、様式第一号による許可申請書を知事に提出しなければならない。

(許可の有効期間)

第三条 条例第二条第二項の規定による許可の有効期間は、別表第一のとおりとする。

第十二条 この規則に規定する書類を知事に提出しようとするときは、正副二通を作成し、魚介類行商者の住所を管轄する保健所（その住所が県外の場合は、その魚介類行商者が主として行商を行なう区域を管轄する保健所）を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一

許可月日	有効期間
一月一日から一月三十日までの間	許可の日から二年目の1月三十日まで
二月一日から七月三十日までの間	許可の日から二年目の七月三十日まで
八月一日から十一月三十日までの間	許可の日から三年目の1月三十日まで

別表第二

一 容器は、金属製又は合成樹脂製のもので内外面が平滑なものであること。

二 容器は、完全なふたがあり、及び底部にはずして洗浄である金属製又は合成樹脂製のすのこがあつて汚水が鮮魚介類及びその加工品に接触しない構造であること。

三 鮮魚介類及びその加工品を同一容器に収容する場合にあつては、容器は、鮮魚介類と加工品を区別して収納する構造であること。

別表第三

一 標識をはり付けてある容器以外の容器を使用しないこと。

二 容器器具は、常に清潔に取り扱い、行商後は、必ず洗浄消毒し、衛生

的に保持すること。

三 鮮魚介類及びその加工品は、直接相互に触れないよう容器を別にするか、又は区画して収納すること。

四 鮮魚介類及びその加工品は、器具を用いて取り扱うこと。

五 器具は、鮮魚介類用及びその加工品用にそれぞれ区別すること。

六 鮮魚介類及びその加工品の販売に必要があるとき以外は、容器のふたを密閉しておくこと。

七 行商中は、水を用いるなど常に鮮魚介類及びその加工品の鮮度保持につとめること。

八 行商中は、鮮魚介類及びその加工品の処理又は調理をしないこと。

九 伝染性の疾病にかかるている者及び化のう性疾患（汚染防止の措置がとられている場合を除く。）のある者は、行商に従事しないこと。

様式第1号

収入証紙

魚介類行商許可申請書

はりつけ欄

鳥取県知事

殿

年 月 日

住 所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名稱及び代表者名)

生年月日

印

00047

(第三種郵便物認可) 第34号(号外) 昭和40年6月1日 火曜日 鳥取県報公

魚介類行商をしたいので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第2条の規定により申請します。

営業に従事する者の住所	氏名	生年月日	行商者との関係	備考

許可の有効期間満了の際は、現に受けている許可年月日、許可番号

年月日 第号

備考 1 営業に従事する者の写真(3月以内に撮影したライカ判上半身のもの)1枚を添えること。

2 申請者が法人の場合は、定款1部を添えること。

様式第2号

魚介類行商容器
鳥取県

様式第3号

(表面)

鳥取県 保第 号

鳥取県魚介類行商鑑札

写	眞
はりつけ欄	契
印	

住 所
氏 名
生年月日

交付年月日

有効期限 年月日まで

鳥取県 団

(裏面)

鳥取県魚介類行商条例(抜き)

(行商鑑札の携行義務)

第4条 魚介類行商を営む者(以下「魚介類行商者」という。)又はその従業者は、営業に従事するときは、規則で定めるところにより知事が交付する行商鑑札を携行しなければならない。
(行商鑑札の貸与等の禁止)

第5条 魚介類行商者又はその従業者は、行商鑑札を他人に貸し、又は譲り渡してはならない。
(遵守事項)

第9条 魚介類行商者又はその従業者は、販売の用に供する魚介類、営業用の容器器具その他の取扱いについては、規則で定める基準に従い、衛生的に行わなければならぬ。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横10センチメートルとする。

備考 大きさは、縦3センチメートル、横6センチメートルとする。

00048

様式第4号

魚介類行商鑑札再交付申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者名)

生年月日

記

下記のとおり魚介類行商鑑札を亡失(き損)しましたので、鳥取県魚介類行商条例第7条の規定により行商鑑札の再交付を申請します。

- 1 记
2 记
- 1 変更事項
2 変更理由

下記のとおり魚介類行商許可申請事項に変更がありましたので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第9条の規定により届け出ます。

- 1 鑑札番号 第 号
2 鑑札を亡失(き損)した理由
3 鑑札を亡失(き損)した営業に従事する者の住所、氏名及び生年月
4 亡失(き損)年月日

- 備考 1 鑑札をき損したときは、その鑑札を添えること。
2 営業に従事する者の写真(3月以内に撮影したライカ判上半身のもの)1枚を添えること。

様式第6号

魚介類行商廃業届

年 月 日

様式第5号

魚介類行商許可申請事項変更届

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

(法人にあつては、事務所の所在地)

記

鳥取県知事

(法人にあつては、事務所の所在地)

住 所

00049

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者名)
下記のとおり魚介類行商を廃業しましたので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 廃業年月日
- 2 廃業の理由
備考 行商鑑札を添えること。

様式第7号

(表)

面)

第号
職氏名

年月日生

写真はりつけ欄

鳥取県魚介類行商条例第10条の規定による
鳥取県魚介類行商検査員証

印

(契)
印

面)

鳥取県魚介類行商条例(捺すい)

(報告及び検査)

この証票を携持する者は、鳥取県魚介類行商条例にに基づく検査を行なうものであり、その関係条文は次のとおりである。

- 1 第10条 知事は、この条例施行のため必要があると認めるときは、魚介類行商から必要な報告を求め、又は当該職員をして検査をさせることができる。
- 2 前項の職員が検査を行なうに当たつては、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横12センチメートルとする。